

No.	脱炭素進捗度			段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野													国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考						
	実践層	検討層	未着手層	計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展						②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上			⑤学習・行動	分野横断企業誘致									
										農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業			その他新産業	交通・物流	建物						健康・福祉					
1		○		○					脱炭素地域づくり 実現事業	R3年度に道が選定した脱炭素パートナー地域(あと一歩で地域の脱炭素化に自走で取り組める地域)を対象に、地域が主体的に組織する、地域の合意形成から実践までを導く実動型協議会の運用支援を行うとともに、合意形成から実践までのプロセスを可視化したノウハウ書を作成し、道内他地域へ展開を図る。															○	No.4環境省 No.136総務省	-				
2		○		○					脱炭素地域づくり 支援事業	エネルギー政策・事業専門の中間支援組織を設立し、道内自治体の包括的な支援活動を行うことで、道内自治体の脱炭素化を促進する。当該中間支援組織が行う支援の具体的な内容は①住民・事業者へのエネルギー対策に関する情報提供や助言、②教育・人材育成、③自治体のエネルギー政策・事業化の支援																○	No.222内閣府	-			
3		○		○					脱炭素事業化支 援事業	地域の事業者等が発案した事業を形にする仕組みづくりを検討し、地域が主体となって脱炭素化に資する事業を推進する。具体的には、地域の目指す将来像に合致する事業を地域の事業者等が提案し、事務局による支援や理事会等の審査を経て、採択された事業に助成を行う仕組みなどが想定される。資金は民間資金を活用できるものとし、地域主導・民間主導での事業化を促進する。																			-	-	オーストリアのLEADERを参考
4		○			○				地域課題解決型 再エネ導入支援 事業(交通・災害)	自治体や事業者等が、地域の特性を生かした再生可能エネルギー発電設備と電気自動車や充電設備等を設置し、地域住民向けに脱炭素型の地域交通ビジネスとしてサービスを提供する取組を支援する。なお、支援の対象は災害時において当該設備が活用できることを条件とする。																		No.5環境省	-	交通分野の設定を想定した内容。 内容は要検討(国はカーシェア)	
5		○				○			地域課題解決型 再エネ導入支援 事業(雇用)	一定規模以上(例えば[5億円]以上)の再エネ発電設備の新設又は増設で、雇用者の数又は増設に伴い新たに採用した常時雇用される雇用者の数が[1人以上]の場合に奨励金を交付することで、地域の雇用を促進する。																		-	-	雇用分野の設定を想定した内容。 内容は要検討	
6		○	○				○		脱炭素化ネット ワーク構築事業	道内自治体担当者間の情報交換の場、各自治体の事業進捗状況の共有の場、意見交換の場の設定(自治体のゼロ・カーボンの取り組みに関する後方支援)																	○	No.222総務省	No.75	アンケート	
7	○	○	○		○		○		新たな吸収源発 掘・利用促進事業	北海道の地域特性を生かした新たなCO2吸収源として期待されるブルーカーボンや湿原などの資源量の調査や認証制度構築にかかる課題整理を行い、カーボンオフセットとしての取引にかかる実証事業に関する補助を行うことで、新たな吸収源の発掘と利用促進を図る。																		No.200国交省 No.201.国交省 No.203国交省	No.126		
8	○	○	○				○		「エネルギー貧困」 実態調査支援	道民における「エネルギー貧困層」(可処分所得に対し光熱費等の割合が一定以上の割合を占める層)が、どの程度存在し、どのような課題を抱えているか調査分析する。実態調査結果を踏まえ、道内の脱炭素の取り組みを進めていく上での基礎資料とする。																		-	-	「地球温暖化対策とエネルギー貧困 対策の政策統合」(上岡昌武)、「エネ ルギー貧困」「エネルギー脆弱性」 「エネルギー正義」- 日本における 現状と課題(奥島真一郎)	
9	○	○	○				○		所得に対し光熱費 負担が重い方への アウトリーチ(自 立相談支援機関 の利用勧奨)	所得に対して電気料金、ガス料金、水道料金等光熱費の負担が重い人・世帯に対し、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関へ相談を行うように周知(利用勧奨)を行いアウトリーチ型支援を行う。また、当該居住地の自治体が、家計改善支援事業を実施している場合、その事業を利用することのメリット等についても合わせて周知を行う。																			-	-	

No.	脱炭素進捗度			段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野													国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考			
	実践層	検討層	未着手層	計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展							②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上			⑤学習・行動				分野横断企業誘致		
										農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業	その他新産業			交通・物流	建物	健康・福祉							
10	○	○	○	○	○			中小企業における再エネ・省エネ対策支援事業	道内中小企業を対象に、事業所におけるCO2削減余地の調査(省エネ実現可能性調査、再エネ導入ポテンシャル調査、ゴミの削減可能性調査、職員の環境に対する意識調査等)を実施し、企業が実施できる取組を提案する。また、調査を踏まえて具体的な取組を実施する企業に対し、取組にかかるコストの最大40%まで補助金を支給する。																	No.17環境省	No.43	イギリス・ダービーシャー(Derbyshire)州における支援策
11	○	○	○				○	中小企業等事業継続支援	DX等の脱炭素化により衰退リスクのある地域の中小企業(特に小規模零細企業)に対する支援(地域課題に資する新規ビジネス参入支援、人材育成、設備投資補助、地域の他産業の事業継承支援など)を実施する。																	-	-	
12	○	○			○			再エネモデルゾーン構築事業	RE100への加盟を進めるなど、環境面で意欲的な企業が集積する地区を「環境モデルゾーン」として位置付ける。再エネの余剰ポテンシャルを有する地域と連携し、環境モデルゾーンへの供給にかかる調査・計画策定や実証事業を行う。																	No.4環境省	-	地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料
13	○	○			○			再エネ事業拡大を目的とした収益納付型補助制度の創設	再生可能エネルギーの事業化を支援するため、市町村や地域のNPO、事業者等が行う再エネ発電事業に対し、ソフトからハードまでを一貫して支援する新たな収益納付型補助制度を創設し、再エネの導入を拡大する。																	-	-	〃
14	○	○	○			○		公共施設における再エネ利用促進事業	公共施設で利用する電力の調達にあたって、再エネ比率を要件とすることで、再エネ由来の電力の需要を喚起するとともに、再エネの導入促進を図る。																	No.2環境省 No.3環境省 No.143国交省 No.214文科省	No.77	〃
15	○	○	○	○				住民発の脱炭素行動支援事業	住民発による一人ひとりの脱炭素行動や気候変動への適応が促される取組の推進を目的とした地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携の支援。																	-	-	〃
16	○	○	○				○	農林漁業の低炭素化支援事業	施設園芸における省エネ設備導入に係る普及啓発、省石油型・脱石油型施設園芸施策の推進、農機の省エネ使用に関する普及啓発、省エネ漁船への転換に関する普及啓発。	○			○	○												No.108,109,117,118,130,131,132農水省	No.32 No.121 No.122	〃
17	○	○					○	シェアリングエコノミー促進事業	カーシェアリング EV の普及促進など、シェアリングサービスの取組の推進に向け、事業者と連携したキャンペーンを実施する。																	No.5環境省 No.147国交省	-	〃
18	○	○				○		エコファミリー制度の創設	公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、エコ通勤の普及促進を目的とした「エコファミリー制度」を創設する。土曜・日曜・祝日などに、大人が同伴する小学生以下のバス・地下鉄などの料金が無料になる制度で、当該バスや地下鉄を運行する交通事業者への支援を行う。																	-	No.29	〃
19	○	○				○		再エネグループ購入促進モデル事業	再エネ電力の購入希望者(住民等)を募り、一定量の需要をまとめることで再エネ電力の購入促進を目的とした、近隣都市と連携した「再エネグループ購入(リバースオークション)促進モデル事業」。																	-	-	〃

No.	脱炭素進捗度			段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野																国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考			
	実践層	検討層	未着手層	計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展							②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上			⑤学習・行動	分野横断企業誘致								
										農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業	その他新産業			交通・物流	建物	健康・福祉										
20	○	○		○				地域課題解決型事業認定制度の創設による創業支援・企業誘致	創業や企業誘致につながるよう、地域の団体等が地元の資源を使って再エネ発電事業を行い、売電収益を地域が抱える課題に使うことで、市民が主体となって住みよく便利な地域づくりを進めることができる事業を、道や市町村との協働事業として認定、支援することを条例により制度化する。当該条例の策定や運用を支援する。																	○	-	-	〃		
21	○	○		○				相対取引型の地域版排出量取引制度の創設	相対取引で中小企業における省エネ対策、企業・NPO等が行う森林整備、道民・地域コミュニティ等が行うエコ活動などからクレジットを創出するとともに、大規模排出事業者等が当該クレジットを、北海道及び道内自治体の地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画の目標達成や、カーボン・オフセット、CSR等に活用できる仕組みを構築することにより、社会全体のコストを最小限に抑えながら、北海道全体の温室効果ガス排出量の削減を促進する																				-	No.113	〃
22		○		○				独立した電力グリッドの構築支援事業	複数(2か所以上)施設を自営線等をつなぎ、災害時にもエネルギー自給が可能であり、かつ周辺住民等にエネルギー供給が可能なエリア構築のための設備等を導入する事業。また、上記に付随する形で、災害時に被災地の拠点に運搬・提供が可能なバッテリーを導入する事業。																				No.1環境省 No.99経済産業省	No.81	
23	○	○		○	○			地域エネルギー活用型農業支援事業	廃棄物焼却発電施設や地熱発電施設等が隣接する園芸施設等に対して、熱やCO2などを安定的に供給するための取組みを支援する。																				No.16環境省	No.79	
24	○	○		○	○	○		脱炭素型農業支援サービス支援事業	農業機械のシェアリングやバイオガス発電の副産物である液肥(肥料)散布等の脱炭素型農業支援サービスに取り組む事業者等を支援する事業。事業の計画策定や設備導入など、取組みの段階に応じた支援を行う。																				No.108,109,117,118,130,131,132農水省	-	
25	○	○		○	○			ブロックチェーン技術を活用した電力のトラッキングシステム導入事業	ブロックチェーン技術を用いた製品・サービス(再エネ電気等)の見える化による排出削減量の算定・検証を行う。道が所有する公共施設において道内の発電所を指定した電力取引の実現可能性や、農業等の他分野への展開可能性について調査検討を行う。																				-	-	
26	○	○	○				○	環境配慮行動に対するポイント付与等の推奨	脱炭素な工程・手法によって作られた製品やサービス(環境に配慮した栽培方法で生産された野菜等)、食品ロス等の削減につながる販売期限が近い商品の購入等の脱炭素行動に対して、道内独自のポイントを付与する。ポイントに応じて道内で利用できる商品券を交付することで、地域経済の活性化を図る。																				No.12環境省	No.60	東京都
27	○	○		○	○			地域エネルギー活用型農業支援事業	木質バイオマスや雪氷熱、地熱、家畜排せつ物や生ごみ等地域のエネルギーを利用した農業に取り組む事業者等を支援する事業。																				No.108,109,117,118,130,131,132農水省	No.47 No.82	
28	○	○	○				○	食品ロス削減への取組強化	余剰食品をフードバンクへ寄付する取組みを支援する事業。フードバンク活動を担う団体等への雇用奨励金交付や事業者への協力の呼びかけ等を行う。こども食堂等での活用など関係者との連携強化を図ることで食品ロス削減だけでなく子育て支援、生活困窮者支援にもつなげる。																				No.116農水省	-	
29	○	○	○	○	○			都市公園への再生可能エネルギーの導入推進	都市公園における再生可能エネルギーの導入や再エネ由来の電力調達等について調査検討を行う。																				No.7環境省 No.80,140,144,146,183国交省	No.123,124,125	

No.	脱炭素進捗度			段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野														国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考		
	実践層	検討層	未着手層	計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展							②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上			⑤学習・行動	分野横断企業誘致					
										農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業	その他新産業			交通・物流	建物	健康・福祉							
30	○	○	○	○	○			道内公園等における観光拠点の脱炭素化「ゼロカーボンパーク」事業 道内の豊かな自然環境を保全しつつ、市町村が有する公園施設の省エネ改修や宿泊・利用施設の敷地(屋根・駐車場)への自家消費型の太陽光発電設備の設置や地熱発電、温泉を利用した熱供給やヒートポンプ・バイナリー発電の導入を検討する。 また、自動運転バスやe-bike・グリーンスローモビリティ等の導入も併せて検討し、観光とエネルギー需給の拠点を狙う。																	No.7環境省 No.80,140,144,146,183国交省	No.123,124,125		
31	○	○						CO2排出を抑制した旅行の推奨・インセンティブの付与。 脱炭素型ツアー(低炭素型交通等の利用)やオフセットによる旅行商品の催行にかかる経費を補助することで、環境に配慮した持続可能な旅行にインセンティブを付与し、推進する。																	No.206国交省	-	オーストラリア世界最大の旅行会社「イントレピッド・トラベル」ではCO2排出量を抑えたツアー商品を企画催行。	
32	○	○	○	○	○			食品サプライチェーン×DXによる食品ロス削減促進事業 食品サプライチェーンのDXを推進し、ICT/IoT活用、ビッグデータ解析、AI等による需給予測を通じて、生産、加工、流通の各段階における適正化を図り、食品ロス削減を促進する。	○																No.118,125,126農水省	-	みどりの食料システム戦略	
33	○	○	○		○			食品の製造過程、水産系廃棄物等から排出される有機性廃棄物を処理するための施設の整備費用を補助する。 肥料化、飼料化、燃料化等、地域特性に応じて必要な処理施設を整備し、有機性廃棄物の適正処理・リサイクルの推進、及び地域における資源循環を促進する。	○																-	-	カナダ・ブリティッシュコロンビアの事例 <a href="https://www2.gov.bc.ca/gov/content/environment/waste-management/food-and-organic-waste/organic-waste-diversion/organics-infrastructure-program">https://www2.gov.bc.ca/gov/content/environment/waste-management/food-and-organic-waste/organic-waste-diversion/organics-infrastructure-program</a> <a href="https://news.gov.bc.ca/releases/2021ENV0003-000038">https://news.gov.bc.ca/releases/2021ENV0003-000038</a>	
34	○	○	○		○			道内空港廃棄物分別、再処理のモデル化・PR事業 北海道の空の玄関口である空港において、旅客から発生する廃棄物の分別、再処理のモデル化・PR事業																	-	-	環境系の財団、NPO法人等との協業	
35	○	○		○	○			デジタル技術を活用した森林の経営管理促進事業 デジタル技術を積極的に利用する効率的な森林の管理経営体制の構築 (1)航空レーザ計測等による資源情報の整理 (2)森林統合クラウドシステムによる情報共有 (3)森林方法を活用した森林管理(ゾーニング)				○														No.126農林水産省	-	
36	○	○		○	○			木材の生産・流通の高度化 生産性・収益性の高い木材生産・流通体制の構築 (1)生産情報の電子化、需要側との共有 (2)伐採作業の遠隔化																		No.126農林水産省	-	
37	○	○		○	○			苗木生産、造林事業 造林作業の省力化・軽労化 (1)コンテナ苗利用の促進と生産体制の整備 (2)造林作業の機械化																		No.127農林水産省	-	
38	○	○		○				畜産からの温室効果ガス削減支援事業 CH4排出を抑制する飼料管理技術等の開発・普及 (1)飼料設計の改善や補助飼料の使用技術の開発・普及 (2)家畜改良による生産性向上を通じた飼養頭数の抑制																		-	-	「脱炭素社会に向けた農林水産分野の基本的考え方について」(平成31年4月、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会ほか)
39	○	○		○				家畜排せつ物の適正処理推進事業 家畜排せつ物の処理及び飼料設計の改善 (1)家畜排せつ物からのN2O発生を抑制するアミノ酸バランス飼料の開発・普及 (2)家畜排せつ物の堆肥化や浄化処理等の改善																		-	No.57	「脱炭素社会に向けた農林水産分野の基本的考え方について」(平成31年4月、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会ほか)

No.	脱炭素進捗度				段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野															国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考					
	実践層	検討層	未着手層		計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展							②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上			⑤学習・行動	分野横断企業誘致									
											農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業	その他新産業			交通・物流	建物	健康・福祉											
40	○	○			○	○				水産系廃棄物の循環利用促進事業	水産加工に伴い発生する貝殻や魚類残渣、廃漁網等、水産系廃棄物の循環利用にかかる調査・計画策定や設備導入にかかる費用を補助																			-	No.58		
41	○	○							○	脱炭素型農産物の認証制度	再生可能エネルギーを活用するなど、脱炭素に取り組む環境で生産した農産物を認証する制度を創設する。認証された農産物には、温暖化防止への貢献を認証し、道が制作したロゴマークを使用できるようにすることで新たな付加価値を創出し、認証農産物の高付加価値化とブランド化を推進する。	○																		-	-		
42	○	○	○			○				太陽光発電等の共同購入事業	再生可能エネルギーの更なる普及拡大を目的に、事業者との連携のもと、道民から太陽光発電システム等の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットを活かし、価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の設置を後押しする。																			-	No.71		
43			○	○					○		再エネ・省エネ設備等の導入可能性の検討に向けた調査に対する補助 脱炭素に関する取組への各種計画の作成に対する補助 区域施策編等の脱炭素計画等の策定に関する普及啓発・補助(複数地域による区域差施策編の策定も含む)																	○	No.4, No.10環境省	-	アンケート		
44			○						○		国・道による補助事業一覧(補助事業の名称、概要、対象期間等の基礎情報)の提供																	○	-	No.62	アンケート		
45			○						○		エネルギーに関する基礎情報(自治体ごとの再エネ導入ポテンシャル、CO2排出量、森林吸収量、エネルギー消費量等)の提供																	○	No.11環境省	-	アンケート		
46			○						○		エネルギーに関する総合的な窓口の設置による事業の検討・実施等に向けた相談支援																	○	-	-	アンケート		
47	○	○							○		水素の利活用推進に向けた、水素ステーションの整備や工業団地における水素モデル街の形成。																		○	No.25環境省, No.67,74,87,88,91経済産業省	No.44, No.89		
48	○	○	○	○							鉄道駅・バスターミナル等交通結節点施設における脱炭素化に向けたロードマップ及び北海道による支援策検討(例:施設の木造・木質化、電力調達における再エネの導入促進、CO2削減効果の高い対象設備機器の選定方法や、対象施設の優先順位付けの手法、運用最適化手法等)																	○	No.2,21環境省, No.138,147,152,156,157国交省	-			
49	○	○	○	○							再エネの余剰電力を活用した蓄電・水素製造貯蔵システムの導入を目的とした、事業者との提携、実証フィールドの提供(離島向け施策)。																		○	No.25環境省, No.67,74,87,88,92経済産業省	-		
50	○	○	○			○					新築住宅のZEH化・ZEH-M化の推進を目的とした補助事業。																				-		
51	○	○	○			○					新築建築物のZEB化の推進を目的とした補助事業。																			-			
52	○	○	○			○			○		事業者・消費者への普及啓発、グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的な導入。																	○	No.17環境省, No.69経産省	-			
53	○	○			○	○					エネルギーの面的利用システムの構築支援。																			○	No.143国交省	-	
54	○	○	○						○		将来世代の育成を見据えた域内学校における環境教育・学習の取組の推進(持続可能な開発のための教育(ESD)の浸透など)。																		○	-	No.12, No.23		
55	○	○	○						○		バイオマスプラスチックの域内普及を目的として、自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入、収集用ごみ袋への使用。																			○	No.53,54環境省	No.55	
56	○	○	○						○		地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進を目的とした普及啓発。																		○	-	No.16		
57	○	○	○						○		資源循環コミュニティステーションの実証を踏まえた複合型コミュニティづくり。																			○	No.49,50環境省, No.116,農水省	-	
58	○	○	○						○		省エネ型浄化槽の設置補助、浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発。																		○	No.150国交省	-		
59	○	○	○						○		フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供。																		○	No.35,36,37,38環境省	No.56		
60	○	○	○						○		脱炭素化に資するグリーンファイナンスの手法等についての検討と、民間への促進を目的とした研究会の立ち上げ。																			○	No.65環境省, No.138国交省	-	
61	○	○	○	○	○						スマートハウスが集まる住宅団地の開発やエネルギーを効率的に利用する仕組み(VPP)の構築に向けた、実証実験の実施。																			○	-	-	
62			○								道の許認可申請相談窓口一覧の作成・再エネ導入ガイドブックの作成																		○	-	-		

No.	脱炭素進捗度			段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野											国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考						
	実践層	検討層	未着手層	計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展							②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上					⑤学習・行動	分野横断企業誘致				
										農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業	その他新産業			交通・物流	建物				健康・福祉					
63		○			○				再エネ・省エネ設備等の導入に対する補助 自立・分散型エネルギーシステムの導入に対する補助							○							○	No.1環境省ほか	No.63 No.78 No.79	アンケート			
64		○			○				新たな技術を用いた再エネ・省エネ設備等の実証事業に対する補助															No.7.環境省ほか	No.63ほか	アンケート			
65	○								脱炭素に関する専門人材・専門業者の紹介													○		-	-	アンケート			
66	○								地元中小企業等、地域の事業所の取組促進に向けた普及啓発													○		-	No.43 No.70	アンケート			
67		○		○					脱炭素化に関する優良事例の情報収集・紹介														○	No.99経産省	-				
68	○	○	○	○					道内空港における脱炭素化に向けて国内外の先進的な取組を調査														○	No.21環境省、No.140,179,188国交省	-				
69	○	○	○	○					道内各空港における脱炭素化に向けたロードマップ及び北海道による支援策検討														○	No.21環境省、No.179,188国交省	-				
70	○	○	○	○					文化センター、市民会館、図書館、スポーツセンター等文化・社会教育系施設における脱炭素化に向けたロードマップ及び北海道による支援策検討(例:同上)															○	No.2.3環境省、No.214文部科学省	No.70 No.106			
71	○	○	○	○					小中高校等教育関連施設における脱炭素化に向けたロードマップ及び北海道による支援策検討(例:同上)															○	No.2.3環境省、No.214,215文科省	No.70 No.106			
72	○	○	○	○					公営住宅における脱炭素化に向けたロードマップ及び北海道による支援策検討(例:同上)															○	No.2.3.3.9環境省、No.70経済産業省、No.143,154,155,202国土交通省	No.19 No.26 No.104			
73	○	○	○	○					産業振興センター、環境衛生施設等の脱炭素化に向けたロードマップ及び北海道による支援策検討(例:同上)															○	No.57,58環境省	-			
74	○	○	○						義務教育過程における学習カリキュラム化に向けた環境教育の指導者育成	教育													○	-	No.12 No.23 No.24				
75	○	○	○						大学、研究機関等を生かした地域脱炭素事業の検討に関する補助														○	No.220文部科学省	-				
76	○	○	○	○					公共建築物・民間建築物における木造・木質化。地場木材の利用促進に向けた認証制度。				○												○	No.32環境省、No.125,126,127,128,129農水省、No.155,202,212国交省、No.214,216文	No.104 No.114		
77	○	○	○						既存の公共施設において、CO2削減効果の高い対象設備機器の選定方法や、対象施設の優先順位付けの手法、運用最適化手法等を検討・実施。															○	No.2環境省 No.3環境省 No.7環境省	No.18			
78	○	○	○						地方公共団体の保有建築物のZEB化の推進。環境配慮標準制度の実効性を検証し、より効率的・効果的な運用制度を検討・実施。																○	No.7環境省、No.70経産省、No.143,154国交省	-		
79	○	○	○	○					大規模事業者を対象とした事業活動地球温暖化対策計画書制度や、中小規模事業者を対象とした省エネ診断。																○	No.17,23環境省	No.2 No.13		
80	○	○	○	○					建物に環境エネルギー性能の向上と自然エネルギー導入の検討を義務付ける制度。																○	No.143,154国交省	-		
81	○	○	○		○				高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、高効率照明、高性能ボイラ、コージェネレーション等についての普及啓発や、導入拡大を目的とした費用補助。																○	No.8,17,30環境省	-		
82	○	○	○		○				高効率給湯器の普及促進及び消費者への情報提供、高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供。														○	No.8,17環境省、No.69経産省	-				
83	○	○	○		○				高効率給湯器や高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供、グリーン購入法に基づく率先導入の推進を目的とした補助事業。																○	No.8,17環境省、No.69経産省	-		
84	○	○	○		○				HEMSの普及促進及び消費者への情報提供や補助事業。																	○	-	-	
85	○	○	○		○				BEMSの率先導入、普及促進及び事業者への情報提供。																	○	-	-	
86	○	○	○			○	○		分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペール化及びペール品質の向上、消費者への普及啓発・実証事業などの施策への協力。															○	No.49環境省	-			
87	○	○	○		○				次世代自動車の率先導入、普及啓発・導入支援、インフラ整備。																○	No.3,21環境省、No.73,74,75経産省、No.158,164,165,166国交省	No.42 No.44		
88	○	○	○						ゼロエミッションビークル(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)に関する中期目標の設定。																○	No.162国交省	-		
89	○	○	○						アンモニア水を原料とした燃料電池の普及促進を目的とした情報発信。																○	No.26環境省	-		
90	○	○	○		○				公用乗用自動車(通常の行政事務の用に供する普通・小型・軽自動車)の電動車への順次転換。																○	No.73経産省	-		

No.	脱炭素進捗度			段階				事業名	支援施策(事業)内容	分野											国の概算要求との関連	道の既存事業との関連	備考						
	実践層	検討層	未着手層	計画	整備	運営	その他			①地域産業の振興・発展							②循環型社会の実現	③地域の防災機能向上	④生活の質向上					⑤学習・行動	分野横断企業誘致				
										農業	畜産業	林業	水産業	観光業	商工業	その他新産業			交通・物流	建物						健康・福祉			
91	○	○	○		○				公用車等のEV化を促進するため、公共施設等のEVインフラの整備拡大。																No.73経産省	-			
92	○	○	○		○		○		海上コンテナの輸送におけるトラックから船舶や鉄道へのモーダルシフト促進を目的とした、普及啓発と補助金の交付。																No.115農水省	No.31			
93	○	○	○		○		○		電気推進船(EV船)、LNG船の普及等に向けた事業者支援。																No.26環境省、No.169国交省	-			
94	○	○	○				○		地域経済への貢献やレジリエンスの強化を目的とした、民間企業と連携したEVカーシェアリングによる地域交通モデル構築。																No.5環境省、No.147国交省	-			
95	○	○	○					○	運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用、規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置、規制の特例措置を活用した事業展開のための周辺住民に対する周知などの環境整備。																-	-			
96	○	○	○	○			○		地球温暖化対策の推進を目的とした総合交通戦略策定。																No.143国交省	No.29			
97	○	○	○		○				水道事業者等による環境負荷低減を目的とした、ポンプ等機器における省エネルギー機器導入。																No.7環境省	-			
98	○	○	○		○				汚泥処理設備の更新時等にエネルギー化技術の採用、終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用、下水熱利用設備の導入。																No.7環境省、No.150,210国交省	No.40			
99	○	○	○		○				一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入。																No.57,58環境省	-			
100	○	○	○		○				産業廃棄物収集運搬業者への次世代車の利用促進及び「エコ運搬制度」の推進等を促進を目的とした補助事業。																-	-			
101	○	○	○			○	○		廃プラスチックの化学的分解を行うケミカルリサイクル活用を目的とした、民間事業者との連携。																No.54環境省	-			
102	○	○	○			○	○		事業者により設置される管理型最終処分場が良好な状態を維持できることを目的とした事業者に対する適切な指導実施、ガイドライン作成。																-	-			
103	○	○	○			○	○		嫌気性埋立構造と比べた有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生抑制を目的とした埋立処分場の新設の際に良好な状態を維持するための埋立構造を採用と、集排水管末端の開放状態での管理。																-	-			
104	○	○	○		○				汚泥燃焼の高温化、汚泥焼却設備の更新時に高温燃焼設備や汚泥固形燃料化技術の導入。																-	-			
105	○	○		○	○				エコで災害に強いまちづくりに資する、自律分散型エネルギーシステムの構築、地域マイクログリッドの構築に向けた補助。																No.2環境省、No.146国交省	No.80			
106	○	○					○		電力料金の域内還流による地域経済の活性化に向けた、地域新電力への民間企業との共同出資への支援																No.4環境省	-			
107	○	○	○		○				リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備。																-	-			
108	○	○	○				○		ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供。																○	No.35,36,37,38環境省	No.56		
109	○	○	○				○		道によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督、普及啓発。																○	No.35,36,37,38環境省	No.56		
110	○	○	○				○		道によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督、普及啓発。																○	No.35,36,37,38環境省	No.56		
111	○	○	○	○					「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の策定。																○	No.10環境省	No.41		
112	○	○	○				○		事業者や団体等へ向けたRE Action活動のPR、参加推奨。																○	-	-		
113	○	○		○					優れた環境技術による脱炭素化促進に向けた、産官学民が連携したJCM(二国間クレジット制度)事業やFS(事業化可能性調査)事業。																○	○	No.41環境省	No.113	